

令和7年度 市・県民税申告の手引

珠洲市役所 税務課
〒927-1295 珠洲市上戸町北方1-6-2
電話 0768-82-7735 (直通)

- この手引は、市・県民税申告書の書き方を説明するものです。
- この手引は、一般的な事項について説明しています。申告についてお分かりにならない点がありましたら、税務課にお尋ねください。
- 申告期限は令和7年3月17日(月)です。期限までに必ず提出してください。**
- 郵送でも提出できます。その際は必要書類を同封してください。
- ご自分で正しく申告書を作成して提出していただく「自書申告」を推進していますので、ご協力をお願いします。

申告受付の期間と時間

令和7年2月17日(月)～3月17日(月) 8:30～17:00 (受付は16:30まで)

※ 土・日・祝日は受付を行っておりません。

令和7年2月17日(月)から2月21日(金)までの期間に限り、窓口を18:30まで(受付は18:00まで)延長します。

申告会場

珠洲市役所 2階 税務課

輪島税務署による確定申告の出張申告相談(予定)

令和6年能登半島地震及び奥能登豪雨により被災した住宅等に対して災害関連支出がある方の雑損控除についてもご相談いただけます。

※ 詳細につきましては決まり次第お知らせしますので広報等を確認してください。

申告していただく方

令和7年1月1日現在、珠洲市に住民登録があるか、実際にお住まいの方

※ 令和6年中に所得がなかった方、扶養家族の方等は申告書裏面右下の「所得がなかった方の記載欄」に状況を記入してください。

申告をしなくてもよい方

①所得税の確定申告をする方

②給与から市・県民税が特別徴収(給与天引)されていて、それ以外に収入がなかった方

※ 給与所得者で源泉徴収票を受け取った際には、住所が珠洲市になっているかどうかをご確認ください。前住所のままであったり、令和7年1月1日現在の居住地と異なっている場合は、至急、勤務先へ住所変更の届出をお願いします。

ご注意ください

申告がない(未申告の)場合は、

①行政機関への申請等に必要所得・課税証明書が発行できません。所得・課税証明書が必要な方は、所得がなくても申告書を提出してください。

②国民健康保険、後期高齢者医療保険に加入されている場合、保険税・料の軽減が受けられない場合があります。

申告に必要なもの

①本人確認に必要な書類（A＋B）（郵送で申告する場合はA及びBの写しを同封）

A 番号確認書類

（マイナンバーカードの裏面、通知カード、マイナンバーが記載された住民票の写し等）

B 身元確認書類

（マイナンバーカードの表面、運転免許証、パスポート等）

顔写真付の身元確認書類でない場合は、保険証や年金手帳等 2 種類の確認書類が必要

②給与所得者は給与所得の源泉徴収票又は支払者の証明書

③公的年金等の受給者は公的年金等の源泉徴収票

④事業所得者（営業等、農業）や不動産所得者は、収入や必要経費が分かる帳簿や領収書等

⑤所得控除・税額控除を受ける場合はその証明書・領収書

社会保険料控除 … 控除額の分かる書類

（国民年金保険料については、領収書又は国民年金保険料控除証明書）

小規模企業共済等掛金控除 … 支払った掛金額の証明書

生命保険料・地震保険料控除 … 保険会社等が発行する控除証明書

障害者控除 …… 障害者手帳等の障害を証明できる書類

寄附金税額控除 … 寄附金の受領証明書（領収書）

雑損控除 …… 災害等に関連し支出した領収書等

医療費控除 …… 医療費控除の明細書（別紙参照。領収書及び保険で補てんされた金額の分かる書類は、添付の必要はありませんが自宅で 5 年間保存）

セルフメディケーション税制の明細書（予防への取組の書類と対象医薬品の領収書は、添付の必要はありませんが自宅で 5 年間保存）

収入・所得について

事業	営業等	①	販売業、製造業、修理業、飲食業、サービス業、漁業、外交員、大工等で、農業以外の事業から生ずる収入。	所得金額の計算は申告書裏面を使用してください（別紙を使用する場合は申告書に添付してください）。
	農業	②	米、野菜、花、果樹等の生産や販売、家畜の飼育等から生ずる収入。	
不動産		③	家賃、貸間、貸アパート、貸駐車場、貸地、小作料等による収入。	
利子		④	公社債や預貯金の利子及び公社債投資信託や貸付信託の収益の分配金等による所得。	
配当		⑤	株式や出資金に対する利益の配当、剰余金の分配金等による所得（所得税を源泉徴収された配当所得でも、市・県民税では申告の必要な場合があります）。	
給与		⑥	給料、賃金、賞与等の収入（総支払額で、税金等を差し引く前の金額）。給与所得は次ページの「給与所得の計算」により算出してください。	
雑	公的年金等	⑦	年金、恩給等の収入。公的年金等の雑所得は次ページの「公的年金等の雑所得の計算」により算出してください。	
	業務	⑧	シルバー人材センター配分金、原稿料、講演料、ネットオークション等を利用した個人取引や食料品の配達等の副収入による所得。所得金額＝収入金額－必要経費	
	その他	⑨	互助年金、個人年金等で、他のいずれにも該当しない所得。所得金額＝収入金額－必要経費	
総合譲渡		⑩	営業権、車両、機械器具等の譲渡による所得。これら以外の譲渡はお問い合わせください。	
一時			賞金、懸賞当選金、生命保険金等のような一時的な所得。所得金額＝（収入金額－必要経費－特別控除（最高 50 万円））×1/2	

給与所得の計算

A 給与等の収入金額		円
Aの金額を申告書の「収入金額等」の「カ」に転記してください。		
Aの金額	給与所得 (申告書の⑥に転記)	
～550,999 円	0 円	
551,000 円 ～1,618,999 円	A－550,000 円	
1,619,000 円 ～1,619,999 円	1,069,000 円	
1,620,000 円 ～1,621,999 円	1,070,000 円	
1,622,000 円 ～1,623,999 円	1,072,000 円	
1,624,000 円 ～1,627,999 円	1,074,000 円	
1,628,000 円 ～1,799,999 円	A÷4=B (千円未満の 端数切捨て)	B×2.4+100,000 円
1,800,000 円 ～3,599,999 円		B×2.8－80,000 円
3,600,000 円 ～6,599,999 円		B×3.2－440,000 円
6,600,000 円 ～8,499,999 円	A×0.9－1,100,000 円	
8,500,000 円～	A－1,950,000 円	

公的年金等の雑所得の計算

C 公的年金等の収入金額		円
Cの金額を申告書の「収入金額等」の「キ」に転記してください。		
年齢	Cの金額	公的年金等の雑所得 (申告書の⑦に転記)
65 歳 未 満	～600,000 円	0 円
	600,001 円 ～1,300,000 円	C－600,000 円
	1,300,001 円 ～4,100,000 円	C×0.75－275,000 円
	4,100,001 円 ～7,700,000 円	C×0.85－685,000 円
	7,700,001 円 ～10,000,000 円	C×0.95－1,455,000 円
	10,000,001 円～	C－1,955,000 円
65 歳 以 上	～1,100,000 円	0 円
	1,100,001 円 ～3,300,000 円	C－1,100,000 円
	3,300,001 円 ～4,100,000 円	C×0.75－275,000 円
	4,100,001 円 ～7,700,000 円	C×0.85－685,000 円
	7,700,001 円 ～10,000,000 円	C×0.95－1,455,000 円
	10,000,001 円～	C－1,955,000 円

※ あなたの公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が 1,000 万円を超える場合は、計算方法が異なります。

所得金額調整控除

あなたが次のいずれか又は両方に該当する場合は、給与所得の金額から所得金額調整控除額が控除されます。	
(1) あなたの給与等の収入金額が 850 万円を超え、あなたや同一生計配偶者、扶養親族が特別障害者である場合又は 23 歳未満の扶養親族がいる場合	所得金額調整控除額＝(給与等の収入金額(最高 1,000 万円)－850 万円)×0.1
(2) あなたに給与所得と公的年金等の雑所得がある場合で、給与所得の金額と公的年金等の雑所得の金額の合計が 10 万円を超える場合	所得金額調整控除額＝(給与所得の金額(最高 10 万円)＋公的年金等の雑所得の金額(最高 10 万円))－10 万円

所得控除(所得から差し引かれる金額)について

社 会 保 険 料 控	⑬	あなたや生計を一にする配偶者その他の親族が負担することになっている社会保険料(国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料、厚生年金保険料等)で、 あなたが支払った金額が控除額 です。		この控除を受ける方は、 証明書・領収書を添付してください。
小 規 模 企 業 共 済 等 掛 金 控 除	⑭	小規模企業共済法に規定された共済契約(旧第 2 種共済契約を除く。)に基づく掛金や、心身障害者扶養共済の掛金で、 あなたが支払った金額が控除額 です。		
生 命 保 険 料 控 除	⑮	あなたや配偶者、親族の保険契約等で、 あなたが支払った金額に基づき算出 します。 (1) 一般生命保険の控除額：下表の新保険料 A 又は旧保険料 B で算出 (2) 個人年金保険の控除額：下表の新保険料 A 又は旧保険料 B で算出 (3) 介護医療保険の控除額：下表の新保険料 A で算出 (1)～(3)区分を足し合わせたものが控除額になります。(限度額は 70,000 円) ※ 同じ保険区分で新保険料等と旧保険料等の両方について控除の適用を受ける場合、その区分の限度額は 28,000 円となります。		
		A 平成 24 年 1 月 1 日以後(新保険料等)	B 平成 23 年 12 月 31 日以前(旧保険料等)	
		12,000 円以下……支払保険料の全額 12,000 円超 32,000 円以下 ……支払保険料×1/2+ 6,000 円 32,000 円超 56,000 円以下 ……支払保険料×1/4+14,000 円 56,000 円超……一律に 28,000 円	15,000 円以下……支払保険料の全額 15,000 円超 40,000 円以下 ……支払保険料×1/2+ 7,500 円 40,000 円超 70,000 円以下 ……支払保険料×1/4+17,500 円 70,000 円超……一律に 35,000 円	

地震保険料控除	⑩	あなたが常時居住している家屋や生活用動産を保険の目的とし、地震等によって生じた損害に対して保険金が支払われる地震保険が対象です。 あなたが支払った保険料の 1/2 が控除額 で、限度額は 25,000 円です。 また、平成 18 年 12 月 31 日までに締結した損害保険契約のうち、期間が 10 年以上で満期返戻金を支払う旨の特約があるものにかかる保険料は、旧長期損害保険料として控除できます(限度額は 10,000 円) 旧長期損害保険料 5,000 円以下……支払保険料の全額 5,000 円超 15,000 円以下……支払保険料×1/2+2,500 円 15,000 円超……一律に 10,000 円 地震保険料と旧長期損害保険料は併せて控除できますが、限度額は 25,000 円です。 ※ 一つの損害保険契約が、地震保険と旧長期損害保険のいずれにも該当する場合には、いずれか一方にのみ該当するものとして、控除額を計算します(この場合は、地震保険と旧長期損害保険の両方を控除することはできません)。			証明書を添付
寡婦、ひとり親控除	⑪ ⑫	ひとり親	あなたが現に婚姻していないか、配偶者の生死が不明であるとき、合計所得金額が 500 万円以下であり、総所得金額等が 48 万円以下の生計を一にする子があり、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない場合は、控除が受けられます(控除額は 30 万円)。		
		寡婦	ひとり親に当たらない人で、合計所得金額が 500 万円以下であり、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない場合で、次のいずれかに該当するときは、控除が受けられます(控除額は 26 万円)。 (1) 夫と死別した後婚姻をしていないか、夫の生死が不明であるとき (2) 夫と離別した後婚姻をしていない人で扶養親族を有するとき		
勤労学生控除	⑬	あなたが学生又は生徒で、合計所得金額が 75 万円以下であり、かつ、自己の勤労によらない所得が 10 万円以下であれば、控除が受けられます(控除額は 26 万円)。			
障害者控除(※)	⑭	あなたや同一生計配偶者、扶養親族が障害者である場合は、控除が受けられます(普通障害者の控除額は 26 万円、特別障害者の控除額は 30 万円、同居特別障害者の控除額は 53 万円)。			
配偶者控除(※)	⑮	あなたの合計所得金額が 900 万円以下で、あなたと生計を一にする配偶者(他の所得者の扶養親族とされる人、青色専従者、白色専従者を除く。)の合計所得金額が 48 万円以下の場合は、次のいずれかの控除が受けられます。 配偶者:33 万円 老人配偶者(70 歳以上):38 万円 ※ あなたの合計所得金額が 900 万円を超える場合は、控除額が異なります。			
配偶者特別控除(※)	⑯	あなたの合計所得金額が 900 万円以下で、あなたと生計を一にする配偶者(他の所得者の扶養親族とされる人、青色専従者、白色専従者を除く。)で控除対象配偶者に該当しない人を有する場合は、配偶者の合計所得金額に応じて次の区分により特別控除が受けられます。 48 万円超 100 万円以下 33 万円 115 万円超 120 万円以下 16 万円 100 万円超 105 万円以下 31 万円 120 万円超 125 万円以下 11 万円 105 万円超 110 万円以下 26 万円 125 万円超 130 万円以下 6 万円 110 万円超 115 万円以下 21 万円 130 万円超 133 万円以下 3 万円 ※ あなたの合計所得金額が 900 万円を超える場合は、控除額が異なります。			
扶養控除(※)	⑰	あなたと生計を一にする親族(他の所得者の扶養親族とされる人、青色専従者、白色専従者を除く。)の合計所得金額が 48 万円以下の場合は、次の控除が受けられます。 一般扶養:33 万円(16 歳以上 19 歳未満、23 歳以上 70 歳未満) 特定扶養(19 歳以上 23 歳未満):45 万円 老人扶養:38 万円(70 歳以上) 同居老親(老人扶養のうち、あなたかあなたの配偶者の直系尊属で同居している人):45 万円			
基礎控除	⑱	あなたの合計所得金額に応じて次の区分により控除が適用されます。 2,400 万円以下 43 万円 2,400 万円超 2,450 万円以下 29 万円 2,450 万円超 2,500 万円以下 15 万円 2,500 万円超 0 円			
雑損控除	⑲	あなたや生計を一にする配偶者その他の親族が災害や盗難、横領によって住宅や家財などに損害を受けた場合、「差引損失額－総所得金額等の 10%」と、「差引損失額のうち災害関連支出の金額－5 万円」のいずれが多い方が控除額です。			領収書を添付
医療費控除	⑳	あなたや生計を一にする配偶者その他の親族のために、病院等に医療費を支払った場合、次により算出した金額が控除額です。 (支払った医療費－保険金等で補てんされる額)－あなたの総所得金額等の合計額の 5%(5% の金額が 10 万円を超える場合は 10 万円)(最高限度額は 200 万円) 健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組を行い、特定の医薬品の購入費が 12,000 円を超える場合は、その購入費のうち 12,000 円を超える額(88,000 円を限度)を控除するセルフメディケーション税制の適用を受けることができます。			

※ 国外居住親族に係る障害者控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除(16 歳未満の扶養親族を含む)の適用を受ける場合は、『親族関係書類』及び『送金関係書類』(日本語訳付)の添付又は提示が必要となります。

令和 6 年度から年齢 30 歳以上 70 歳未満の国外居住親族について、次のいずれにも該当しない場合は扶養控除等の適用及び非課税限度額の適用対象から除外されます。

- 留学により非居住者となった方(留学ビザ等書類の添付又は提示が必要)
- 障害者
- 納税義務者からその年において生活費または教育費に充てるための支払を 38 万円以上受けている方

農業所得の必要経費の具体例等

科 目	具 体 例
雇 人 費	常雇・臨時雇人等の労賃及び賄費
小作料・賃借料	①農地の賃借料、②農地以外の土地・建物の賃借料、賃耕料、農機具の賃借料、農業協同組合等の共同施設利用料
減 価 償 却 費	建物・農機具・車両・搾乳牛等の償却費
租 税 公 課	①税込経理方式による消費税及び地方消費税の納付税額、事業税、固定資産税(土地・建物・償却資産)、自動車税(環境性能割・重量税を含む)、不動産取得税等の税金、②水利費・農業協同組合費等の公課 ※ 所得税、相続税、市・県民税、国民健康保険税、国民年金保険料、国税の延滞金・加算金、地方税の延滞金・加算金、罰金、科料、過料、交通反則金等は必要経費になりません。
種 苗 費	種もみ、苗類、種いも等の購入費用(自給分については収穫したときの価額で記入)
肥 料 費	肥料の購入費用
飼 料 費	飼料の購入費用
農 具 費	使用可能期間が1年未満か、取得価額が10万円未満の農具の購入費用
農 薬 衛 生 費	農薬の購入費用や共同防除費
諸 材 料 費	ビニール、むしろ、なわ、釘、針金等の諸材料の購入費用
修 繕 費	農機具、農業用自動車、農業用建物・施設等の修理に要した費用
動 力 光 熱 費	電気料、水道料、ガス代、灯油やガソリン等の燃料費

ご注意ください～家事上の経費について

- ①医療費や食費等家事上の費用
- ②農業用建物兼住宅について支払った賃借料や固定資産税、修繕費等のうち、住宅部分の費用
- ③水道料や電気料、燃料費等に含まれている家事分の費用

これらは、必要経費になりません。

必要経費の中にこのような費用が含まれている場合には、これらの金額を除きます。

※ 上の②や③等の費用を家事関連費といいます。

家事関連費の家事分と事業分との区分は、使用面積や保険金額、使用時間等の適切な基準によって按分します。

減価償却費について(取得した日により計算方法が異なります)

平成19年4月1日以後に取得:減価償却費＝取得価額×償却率×事業で使用する割合

平成19年3月31日以前に取得:減価償却費＝取得価額×90%×償却率×事業で使用する割合

※ 年の途中で取得した場合等は、「令和5年中に事業に使用していた月数/12」を乗じます。

※ 平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産で、平成19年末までに減価償却費の累積額が取得価額の95%相当額に達した場合は、平成20年分以後、5年間で次の方法で計算した金額を減価償却費として計上し、1円まで償却できます。

$$\text{減価償却費} = (\text{取得価額} - \text{取得価額の95\%相当額} - 1\text{円}) \div 5$$

寄附金税額控除について

1 都道府県、市区町村に対する寄附金（特例控除対象）「ふるさと納税」

都道府県、市区町村に対する寄附金（特例控除対象）のうち、2,000 円を超える部分について、市・県民税所得割の概ね 2 割を上限として、所得税と合わせて全額が税額控除されます。

控除額の計算方法

次の「基本控除額」と「特例控除額」の合計額が控除されます。

基本控除額	$(\text{地方公共団体に対する寄附金額} - 2,000 \text{ 円}) \times 10\%$
特例控除額	$(\text{地方公共団体に対する寄附金額} - 2,000 \text{ 円}) \times ((90\% - 0 \sim 45\%) \times 1.021)$

複数の地方公共団体に対し寄附を行なった場合は、その寄附金の合計額で計算します。

特例控除額については、市・県民税所得割の額の 2 割を限度とします。

「0～45%」は、寄附者の所得税の計算上適用される最も高い税率（限界税率）です。

2 石川県共同募金会、日本赤十字社石川県支部に対する寄附金・都道府県、市区町村に対する寄附金（特例控除対象以外）

石川県共同募金会、日本赤十字社石川県支部に対する寄附金・都道府県、市区町村に対する寄附金（特例控除対象以外）については、次の式により算出した額が控除されます。

控除額の計算方法 $(\text{寄附金額} - 2,000 \text{ 円}) \times 10\%$

3 条例で指定した団体・法人等に対する寄附金

所得税の寄附金控除の対象となる寄附金のうち、地域住民の福祉の増進に寄与する寄附金として県や市が条例で指定した寄附金（県内に事務所を有する社会福祉法人・学校法人等に対するもので当該事務所で収納したもの）については、次の式により算出した額が控除されます。

また、新型コロナウイルス感染症等の影響により、中止等をしたイベント（文部科学大臣が指定したもののうち、県内に事務所を有する者が行った又は行うこととしていたもの）の入場料金等の払い戻しを請求する権利を放棄した場合には、その放棄した金額に相当する金額が 20 万円を限度として寄付金税額控除の対象となります。

控除額の計算方法

石川県が条例指定した寄附金（個人県民税分）	$(\text{寄附金額} - 2,000 \text{ 円}) \times 4\%$
珠洲市が条例指定した寄附金（個人市民税分）	$(\text{寄附金額} - 2,000 \text{ 円}) \times 6\%$

● 寄附金控除を受けるための手続き

寄附金控除（所得税・市・県民税）を受けるためには、寄附をした人が、寄附先の発行する受領証明書（領収書）等を添えて、令和 6 年 1 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日までに行なった寄附について、申告期限内に**申告をする必要があります**。申告をすることにより、所得税については寄附をした年の税額が軽減され、市・県民税については寄附をした年の翌年度分の税額が軽減されます。

なお、市・県民税の寄附金税額控除は、**1～3** までの控除対象額を合わせて、総所得金額等の 30% が上限です。

※ 東日本大震災に係る寄附金については、領収書等をご用意の上、ご相談ください。

市・県民税住宅借入金等特別税額控除について

市・県民税にかかる住宅借入金等特別控除を受けるには、確定申告又は年末調整が必要です。なお、事業所から提出される給与支払報告書や確定申告書に、住宅借入金等特別控除可能額（住宅ローン控除可能額）や居住開始年月日等の記載がない場合は、市・県民税の住宅ローン控除の対象とならない場合がありますのでご確認ください。

市・県民税の均等割額及び所得割の税率

均等割額		所得割の税率	
市 民 税	県 民 税	市 民 税	県 民 税
3,000 円	1,500 円	6 %	4 %

※ 県民税均等割額のうち、500 円は「いしかわ森林環境税」です。

森林環境税について

令和 6 年度から国内に住所のある個人に対して課税される国税です。市・県民税の均等割と併せて、1 人年額 1,000 円が徴収されます。

引 番

珠洲市長	1月1日現在 の住所	珠洲市 上戸町北方1-6-2	業種または職業	食品販売
受付印	フリガナ	スズ タロウ	電話番号	82-2222
	氏名	珠洲 太郎	世帯主の氏名	続柄
令和7年 月 日提出	生年月日	明・大平・令 22年 7月 15日	珠洲 太郎	本人
個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	本人確認	個・免・保・	続柄は世帯主から見た続柄を記入してください。

◎所得から差し引かれ

個人番号の記入をお願いします。

13	社会保険の種類		国民健康保険		298,900		円	
社会保険料控除			介護保険		72,400		円	
			国民年金保険料		166,320		円	
			合計		537,620		円	
15	新生命保険料の計		44,200		円	旧生命保険料の計	22,000	円
生命保険料控除			新個人年金保険料の計		円	旧個人年金保険料の計	18,000	円
			介護医療保険料の計		円			
			32,000		円			
16	地震保険料の計		8,963		円	旧長期損害保険料の計	31,591	円
17~19	障害者控除		氏名		フリガナ	障害の程度		
本人該当事項	☐ 寡婦控除		☐ ひとり親控除		☐ 勤労学生控除			
	☐ 死別離婚		☐ 生死不明 ☐ 未帰還		学校名			
20	氏名		フリガナ		障害の程度			
障害者控除	珠洲 一郎		スズ イチロウ		1級			
	個人番号		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1					
	氏名		フリガナ		障害の程度			
		個人番号						
21~22	配偶者		氏名		フリガナ	生年月日	明・大平・令昭	22・3・3
配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者	珠洲 花子		スズ ハナコ		配偶者の合計所得		560,000 円	
	個人番号		9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9		☐		同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く。)	
23	フリガナ		スズ イチロウ		生年月日		明・大平・令昭	49・5・5
扶養	氏名		珠洲 一郎		氏名		同居 ☐ 別居	
	個人番号		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		控除額		33 万円	
	フリガナ		スズ ジロウ		生年月日		明・大平・令昭	20・3・31
養	氏名		珠洲 次郎		氏名		同居 ☐ 別居	
	個人番号		2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		控除額		33 万円	
	フリガナ				生年月日		明・大平・令昭	
控	氏名				氏名		同居 ☐ 別居	
	個人番号				控除額		万円	
	フリガナ				生年月日		明・大平・令昭	
除	氏名				氏名		同居 ☐ 別居	
	個人番号				控除額		万円	
	フリガナ				生年月日		明・大平・令昭	
				氏名		同居 ☐ 別居		
				控除額		万円		

16歳未満の扶養親族	1	フリガナ 氏名	スズ 珠洲	サブロウ 三郎	生年月日	平成 26 年 4 月 11 日	☐ 同居 ☒ 別居	続柄	子の子
		個人番号	3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3						
	2	フリガナ 氏名			生年月日	平成 年 月 日	☐ 同居 ☐ 別居	続柄	
		個人番号							
3	フリガナ 氏名			生年月日	平成 年 月 日	☐ 同居 ☐ 別居	続柄		
	個人番号								

市外の扶養親族がいる場合は、裏面左下の欄に住所情報等を記載してください。

26)	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類など
雑 損 控 除	損害金額	保険金などで補てんされる金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額
	円	円	円
27)	支払医療費	保険金などで補てんされる金額	
医療費控除	346,830 円	80,000 円	

◎寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分 (特例除却対象)	円	条 例 指定分	都道府県	円
住所の共同募金会、日赤支部分 都道府県、市区町村分(特例除却対象以外)	円		市区町村	円

「都道府県、市区町村分（特例控除対象）」、「住所地の共同募金会、日赤支部分・都道府県、市区町村分（特例控除対象以外）」の各欄には、当該団体へ寄附した金額を記入してください。

「条例指定分」の「都道府県」、「市区町村」の各欄には、石川県及び珠洲市の条例で指定された実効支出した場合にそれぞれ記す。『石川県除く各市町村の「石川県を除く」の明細書」を記す。

医療費控除を受ける際は、「医療費控除の明細書」を記入し、必ず添付してください。

収入金額等	事業	営業等	ア	4,021,310
		農業	イ	510,600
	不動産	ウ	500,000	
	利子	エ		
	配当	オ		
	給与	カ	650,000	
	雑	公的年金等	キ	1,900,000
		業務	ク	
		その他	ケ	
	総合譲渡	短期	コ	
長期		サ		
一時	シ			
所得金額	事業	営業等	①	1,030,974
		農業	②	243,461
	不動産	③	400,000	
	利子	④		
	配当	⑤		
	給与	⑥	0	
	雑	公的年金等	⑦	800,000
		業務	⑧	
		その他	⑨	
		合計 (⑦+⑧+⑨)	⑩	800,000
	総合譲渡・一時	⑪		
	合計	⑫	2,474,435	
所得から差し引かれ	社会保険料控除	⑬	537,620	
	小規模企業共済等掛金控除	⑭		
	生命保険料控除	⑮	66,500	
	地震保険料控除	⑯	14,482	
	寡婦、ひとり親控除	⑰～⑱	0,000	
	勤労学生、障害者控除	⑲～⑳	530,000	
	配偶者(特別)控除	㉑～㉒	330,000	
	扶養控除	㉓	660,000	
	基礎控除	㉔	430,000	
	⑬から㉔までの計	㉕	2,568,602	

セルフメディケーションの際は区分に『1』を記入ください。

金	医療費控除	区分	(27)	166,830
額	合	計	(28)	2,735,432

受付		入力	
----	--	----	--

1. 下記の人から扶養、または援助を受けていた
(住所)
(氏名) (続柄)

2. 学生だった () 学校() 学部() 学年

3. その他
☐ 失業中 ☐ 病気療養中
☐ 遺族年金受給者 ☐ 障害年金受給者
☐ その他 (下の括弧内に記入してください)
()